付保すべき保険

本事業に関する保険及びその条件は、次のとおりとする。ただし、次に掲げる各条件は、最小限度の条件であり、事業者の判断に基づき、更に付保範囲の広い内容とすることを妨げるものではない。

1. 建設工事保険、組立保険又は土木工事保険(又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。)

建設工事保険:建物の建築を主体とする工事を対象とする(一部に付帯設備工事、土木工事を含

む場合も対象とする。)。

組立保険 :建物の付帯設備(電気設備、給排水衛生設備、空気調和設備その他を含む。)又

は機械、機械設備・装置その他あらゆる鋼構造物の組立、据付工事を主体とする

工事を対象とする(一部に建築工事及び土木工事を含む場合も対象とする。)。

土木工事保険:土木工事を主体とする工事を対象とする(一部に建築工事及び設備工事を含む場

合も対象とする。)。

(1)保険契約者 : 事業者、直接請負人等

(2)被保険者: 事業者、直接請負人等(リース仮設材を使用する場合は、リース業者を含

む。)及び市

(3)保険の対象 : 事業契約の対象となっている全ての工事

(4)保険の期間 : 工事開始(着工)予定日を始期とし、本件施設の引渡日を終期とする。

(5)保険金額:本件施設の建設工事費(消費税及び地方消費税の額を含む。)とする。

(6)補償する損害:水災危険、火災事故を含む不測かつ突発的な事故による損害

(7)付記事項: 1)事業者、直接請負人等は、上記の保険契約を締結したときは、その保険証

券を遅滞なく市に提示する。

2) 事業者、直接請負人等は、市の承諾なく保険契約及び保険金額の変更又は

解約をすることができない。

2. 第三者賠償責任保険(又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。)

(1)保険契約者 : 事業者、直接請負人等

(2)被保険者: 事業者、直接請負人等(リース仮設材を使用する場合は、リース業者を含

む。)及び市

(3)保険の対象 : 事業契約の対象となっている全ての工事の遂行に伴って発生した第三者に対す

る対人及び対物賠償損害を担保

(4)保険の期間 :工事開始(着工)予定日を始期とし、本件施設の引渡日を終期とする。

(5)保険金額 : 対人1名あたり1億円以上、1事故あたり10億円以上、対物1事故あたり1

億円以上とする。

(6)免責金額 :1事故あたり5万円以下とする。

(7)付記事項: 1)事業者、請負人等は、上記の保険契約を締結したときは、その保険証券を

遅滞なく市に提示する。

2) 事業者、直接請負人等は、市の承諾なく保険契約及び保険金額の変更又は

解約をすることができない。

3)事業者、直接請負人等は、業務遂行上における人身、対物及び車両の事故 については、その損害に対する賠償責任を負い、これに伴う一切の費用を 負担する。